

避難指示解除準備区域（富岡町）に母親（原発事故時80歳代、平成29年3月死亡。）と二人で居住していた申立人（母親の唯一の相続人）について、避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になっていった母親を介護したことを考慮して、母親の生命・身体的損害（母親の医療費、通院慰謝料、通院交通費及び証明書類取得費用）のほかに、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、母親の要介護状態に応じて、母親（相続分として）については平成23年3月から平成29年3月まで2割ないし8割の増額分が、申立人については平成23年10月から平成29年3月まで3割ないし8割の増額分（いずれも既払分を除く。）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成29年3月〇日に死亡し、申立人が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人の知る限り、申立人が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 生命身体的損害（医療費、慰謝料、交通費、証明書類取得費用）
（亡Aの慢性リウマチ（〇〇病院通院分）、変形性膝関節症、認知症に関するもの）

（期間：自 平成23年3月11日 至 平成29年3月〇日）

イ 日常生活阻害慰謝料（亡A増額分）

（期間：自 平成23年3月11日 至 平成29年3月〇日）

ウ 日常生活阻害慰謝料（X増額分）

（期間：自 平成23年10月1日 至 平成29年3月〇日）

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第2項の損害項目についての和解金として、金518万7990円の支払義務のあることを認める。

ア 生命身体的損害 77万2990円

イ 日常生活阻害慰謝料（亡A増額分） 178万5000円

ウ 日常生活阻害慰謝料（X増額分）

263万円

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年2月15日

（仲介委員 丸山 裕司）